

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和5年6月21日

○出席委員

委員長	尾崎 幹	副委員長	中村 浩二
委員	世古 雅人	委員	山本 欽久
委員	瀬崎 伸一	委員	南川 則之
委員	濱口 正久	委員	山本 哲也
委員	戸上 健	委員	木下 順一
委員	坂倉 広子	委員	世古 安秀
議長	河村 孝		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・小竹教育長
- ・濱口総務課長、山下補佐、山本補佐、寺本副参事、寺田補佐
- ・中井市民課長、大田係長
- ・榎健康福祉課長、辻川補佐、小阪係長
- ・勢力消防長、武中消防次長、今井予防係長兼危険物係長、中濱予防室主査
- ・岡本教委総務課長、山下学校教育課長
- ・吉川農林水産課長、舟橋補佐
- ・高村建設課長、木田補佐、鳥羽補佐、中西係長、家田係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係  
書記 岡村 なぎさ

(午前10時00分 再開)

○尾崎 幹委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再開いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第4号、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、議案第5号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第6号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、議案第7号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正についての議案5件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第4号、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長の濱口です。よろしくお願ひします。

それでは、私のほうから議案第4号のほうの説明をさせていただきます。

鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定についてをご説明をさせていただきます。

議案書のほうの1ページのほうをお開きください。

提案理由といたしましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計におけます分担金及び使用料の時効成立による不納欠損処分について、市長及び副市長として管理、監督上の責任を明らかにするため、本提案とするものでございます。

主な内容といたしましては、市長及び副市長の給料について、支給額の10%の減額を行うもので、市長につきましては令和5年7月1日から9月30日までの3か月、副市長におきましては令和5年7月1日から7月31日までの1か月となります。

なお、この特例条例の制定に至った経緯、ほかにつきましては、先般の全員協議会にて説明をさせていただいたとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願ひをいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第4号についてご質疑はございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺ひします。

1点目、総務課長、これ責任の範囲100分の10ですけれども、減額、その根拠は何でしょうか。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○濱口総務課長 過去の市長、副市長の特例の例を参考にさせていただきまして、その度合いを加味した上での判断というふうにさせていただきました。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 回収不納額時効成立によって3,563万円です。市民の間からもこれは批判が寄せられています。市長は3か月、副市長は1か月減額ですけれども、額というのはどれだけになりますでしょうか。

○尾崎 幹委員長 総務課長。

○濱口総務課長 お答えします。市長につきましては3か月間で26万7,000円です。副市長につきましては1か月ですので6万8,800円となります。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 3,563万円の回収不納時効成立に対する責任額として、市長、副市長合わせて、さっきの報告では合計で33万5,000円ですわな。ということは100分の1か、果たしてそれで妥当なのかという事はこれ疑問残ります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 総務課長、何かありますか、妥当なのか。

総務課長。

○濱口総務課長 処分が妥当なのかどうなのかというところと金額的にはどうかというところにつきましては、処分の金額や期間の内容ではないというふうに判断をしております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 答弁いいですか。

○戸上 健委員 はい、了解です。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明終わりました。

議案第4号につきましてご質疑ないようですので、次に、議案第5号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第6号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○中井市民課長 おはようございます。市民課、中井です。

それでは提出いたしました議案について説明を申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

議案第5号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減収した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請書の提出期限に関する特例の適用期間を延長したく提案するものでございます。

経緯としましては、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえまして、国におきましては令和4年度までで財政支援を終了することとなりました。一方で、令和4年度末に資格をしたことにより令和4年度相当分の保険税額であって、令和5年4月以降に普通徴収の

納期限が到来するものというものが出てきます。これについて引き続き財政支援を実施することとされました。このことに伴いまして、昨年度の6月会議におきまして令和4年度の国民健康保険税条例を対象とした新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免の特例措置の対象となる納期限の期間を令和5年3月31日までと承認いただきましたが、これを延長いたします。

新旧対照表の1ページのほうをご覧ください。

条文の改正内容としましては、附則18項中の「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改めまして、令和5年4月1日から適用をいたします。

続きまして、議案書の5ページのほうをお願いいたします。

議案第6号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について説明を申し上げます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に関する特例の適用期間について、待機期間を加味した期日といたく提案をするものでございます。

経緯のほうも少し説明をさせていただきます。

傷病手当金の支給に関する特例につきましては、令和5年3月会議におきまして、新型コロナウイルス感染症を5類相当に位置づける方針を踏まえまして、国の財政支援の適用期間が5月7日までと示されたことから、国・県等から例示された改正文に従う形で支給開始日を同日までと改めたところでございます。

しかしながら、その後、幾つかの自治体から傷病手当金の開始日を5月7日とした場合に、支給前の待機期間の3日間を差し引きますと、感染症への罹患日が5月4日までとなってしまうのではないかというふうに疑義が出たとのことで、7月になってから県から改正内容を確認するように通知が届きました。確かに5月7日までが2類でございましたので財政支援の趣旨に照らせば、罹患日が5月7日までとするのが適当でありますし、確認したところ現行のままでは5月5日から7日までの3日間に罹患した方に、コロナ特例の傷病手当金を支給できなくなることから、傷病手当金における待機期間を加味した期間とするように文言を整理したいと考えます。

では、配付させていただきました資料、行政常任委員会市民課という資料がございます。ご覧いただきたいかと思えます。

国民健康保険の新型コロナ特例における傷病手当の起算日及び待機期間の考え方でございます。

一般的な例として、国保加入者のAさんという方がいらっしゃったとして、この方は5日間働いて2日休みというような勤務をしているとします。あるときこの二重線の出勤日までは出勤していたんですけども、次の日に新型コロナになりしばらくお休みをしてしまったというふうにしたとします。そのために給料が減った場合に、そうした場合には3日間の待機期間を経て4日目から傷病手当金をもらえるようになります。それを図式化したのが上半分になるんですけども、次にこの表に日付を当てはめてみた場合に、改正前の条例では支給開始日が5月7日までとなっていることから、待機期間3日間を考えれば5月4日までに罹患・発症しなければ傷病手当金が支給されないこととなります。ですので、5月6日、7日まで新型コロナは2類であったにもかかわらずです。これを今回の改正ではこの3日間を支給対象とできるように、つまり待機期間を加味して5月7日を支給の初日から罹患・発症の初日とするものでございます。

すみません、新旧対照表のほうに戻っていただきます。

2ページをご覧ください。

条文改正の内容としましては、附則になる5月7日の次に改正案（新）の下線部分がございますが、読み上げますと、「までに感染し、又は発熱等の症状がありその感染が疑われた新型コロナウイルス感染症（附則第2条第1項に規定する新型コロナウイルス感染症を言う）の療養のためその労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日の初日」の文言を加えて、待機期間を加味できるように改めまして、令和5年5月8日から適用をいたします。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに議案第5号についてご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第6号についてご質疑ございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点お伺いします。

課長、これ3日間の罹患患者数というのは鳥羽で何人でしょうか。

○尾崎 幹委員長 市民課係長。

○大田係長 保険年金係長の大田と申します。よろしくお願います。

この3日間の罹患患者数ですが、個人情報というのが分からないため県の発表の人数ですと3名程度になっております。ただ、そのうち国民健康保険加入者というのが不明なため、実際の国民健康保険に加入されている被保険者数というのは分からない状態です。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この傷病手当金ですけれども、罹患した場合手当金が出ます。しかし、これまでも、この3日間もそうだけれども、これまでもそういう手当の制度があるということを知らないか、もしくはほかの理由で申請していないという人もおると思います。その未申請者数というのはどれぐらいあるか分かりますでしょうか。

○尾崎 幹委員長 市民課長。

○中井市民課長 すみません、正直申し上げて分かりません。罹患された方が国保の資格者かどうかということ自体が個人情報の壁でどうしても分かりませんので、うちのほうでそれを申請されていない方が何人おるかというのは、ちょっと幾ら何でもつかめません。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それは県のほうでは分かるのですか。市では分らんけれども、県のほうでは分かるのですか。

○尾崎 幹委員長 市民課長。

○中井市民課長 もちろん県のほうは個人名は特定しています。ですが、その方が国保に加入されているかどうかというのは県のほうではわかりませんので、その突合はどうしてもできませんので、ご理解いただきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 戸上委員、どうぞ。

○戸上 健委員 この傷病手当金が幾ら支給されたかということは市は分かるわけですよ。それも分からないのですか。

○尾崎 幹委員長 市民課長。

○中井市民課長 もちろん令和4年度の実績としてはもちろんございます。例えば令和4年度の実績でしたら何件幾らというのはもちろん今資料として持っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 ということは、傷病手当金をこのコロナで感染して傷病手当金が支給されるという制度があって、それを受けたという数については分かっているけれども、公表はできないということやな。数も分からないのですか。

○尾崎 幹委員長 市民課長。

○中井市民課長 もちろん鳥羽市の方で国民健康保険に加入されとる方の中での傷病手当金を支給させていただいた方の実績というのは今持っていますし、令和4年度の実績でお答えさせていただければ17件で49万9,000円ほどになります。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 5類に移行した5月8日以降を罹患してもこの傷病手当金は出ませんわな。その以前の5月7日ということだけでも、鳥羽の場合は5月5日ということで3日間タイムラグがあって、今回の改正でそのタイムラグをなくすということになったわけですね。3,832人が5月7日までに罹患したわけで、そのうち国保関係の傷病手当金を受給できる対象者というのは当然県のほうでは把握しておったはずですね。これも分からないのですか。

○尾崎 幹委員長 市民課長。

○中井市民課長 先ほど申し上げましたように、その罹患された方が国保に加入しとるかどうかというのは県ではつかめません。ですので、私どもも国保の加入者の方が申請をされてきて初めて分かるだけでございますので、今回のこの3日間の改正というのは申請の時効が2年間ございますので、このままではこの3日間に罹患された方がもし仮にいらっしゃった場合に、その対象者の方が今はまだ申請はしていないけれども、今後2年間のうちにこの3日間で罹患された方が申請をされるといけないのでこれをやったということですので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりましたけれども、制度設計それ自体に問題があるということがよく分かりました。

問題は、そういう該当する市民に対して、コロナに感染した罹患者に対してどれだけ周知を徹底するかということにかかるというふうに思うんですね。周知方法はどうかございますか。この3日間のタイムラグをなくしたということと傷病手当金、2年間申請できるわけですね。それはもう2年間できますよと、忘れていた人は大いに市民の皆さんは申請してくださいという周知は僕は必要だと思うんですけども、担当課としてはどういう方法で周知するという段取りでしょうか。

○尾崎 幹委員長 市民課長。

○中井市民課長 この3日間のことに関して周知を今から特別にするということは今のところは考えておりませんでした、正直申し上げまして。ですけども、このコロナに関する傷病手当金というのは今までも広報しております。ですが、先ほども申し上げましたように時効が2年間ございますので、またちょっと今後検討したいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。以上です。

○尾崎 幹委員長 この問題やっぱり周知が一番大事なかと。それがやっぱり必要なのはやっぱり共有せないかんという部分があると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、ちょっと整理させていただきたい。確認だけお願いします。今回この条例改正で要は3日間のタイムラグをなくして、2年間の猶予の期間中に今のところ把握している約3名程度の方がどれほど国保に入っておられるか分かりませんが、その方々のためのタイムラグをなくす意味で今回条例を制定する、それでよかったですか。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。市民課長。

○中井市民課長 はい、そのとおりでございます。

○尾崎 幹委員長 いいですか、他にございせんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第7号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

健康福祉課長。

○榎健康福祉課長 健康福祉課長の榎です。よろしくお願ひします。

議案書の7ページをお開きください。新旧対照表は3ページをお願いします。

議案第7号、鳥羽市介護保険条例の一部改正についてでございます。

提案理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により著しく収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免申請書の提出期限に関する特例の摘要期間を延長するため条例の一部改正をするものです。

議案書8ページをお開きください。

一部改正の内容といたしましては、減免の期間が1年間延長されることから、条例附則第9条中令和5年



3月31日を令和6年3月31日に改めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第7号についてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、次に議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

消防長。

○勢力消防長 消防本部消防長の勢力です。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。

議案書9ページをお願いします。

提案理由といたしまして、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い所要の改正をしたく、本提案するものでございます。

改正につきましては、資料を配付させていただきましたので、鳥羽市行政常任委員会消防本部の改正火災予防条例運用についてをご覧ください。

まず1ページ目、近年、急速充電設備の高出力化へのニーズが高まっていることを受け、総務省消防庁において全出力が200キロワットを超える急速充電設備の火災危険性について検討を行ったところ、200キロワットを超えることによる新たな火災、危険性は確認されませんでした。これを踏まえ、従来の変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力が20キロワットを超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とする旨の改正が行われました。

その他、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクタ型であることを明確化、分離型の急速充電設備の対応となります。

改正内容につきましては新旧対照表4ページ、5ページに記載。運用及び解説につきましては提出した資料の2ページ目をご覧ください。

(1) 急速充電設備の定義の見直しにつきましては、急速充電設備は電気自動車等にコネクタを用いて充電する設備であることとされたこと、また今後自動車や原動機付自転車以外のものを充電対象とする急速充電設備が普及拡大することが想定されることから、充電対象を自動車、原動機付自転車、船舶、航空機、その他これらに類するものとされました。

(2) 番、分離型の急速充電設備に係る取扱いについては、急速充電設備のうち変圧する機能を有する設備本体と充電ポストで構成されるものを新たに分離型の急速充電設備として規定。充電ポストには単にコネクタ及び充電ケーブルを収納する設備であり、変圧等の機能を有するものではないことから、出火危険性が低いものと想定されたこと。一方で、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する以外の機能として、電気自動車等への充電のために蓄電池設備により出火危険性が増加するおそれがあることから、主として保安のために設けるものを除き、充電ポストには内蔵しないこととされました。

(3) 番目、手動緊急停止措置について、特に分離型の急速充電設備では、設備本体とポストが別室に設けられていることや離れた位置に設置されることが想定されるため、手動緊急停止措置は、利用者が異常を認めたととき、速やかに操作することができる箇所に設ける必要があることを明確化されました。

(4) 番目、急速充電設備に内蔵する蓄電池について、主に保安のために設けるものは、第16号に掲げる措置を要しないこととされました。

続きまして、新旧対照表6ページ、7ページをお願いします。

喫煙等につきましては、平成30年7月に健康増進法が改正され、受動喫煙防止の観点から多数の者が利用する施設等については一定の場所を除き喫煙が禁止されると同時に、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要となりました。条例においても火災予防の観点から喫煙所に標識を設置することを求めており、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、指定場所における喫煙の制限に係る規定の改正もされました。

新旧対照表7ページ別表7の削除につきましては、6ページ、第4項の「第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける」ようになっております。図記号にあっても国際標準化機構が定めた規格と日本産業規格に適合するものとし、喫煙所の標識と併せて設けるようになっております。

なお、この改正に係る施行期日は、この条例は公布の日から施行する。ただし第11条の2第1項改正規定及び事項の規定は令和5年10月1日から施行とし、経過措置として第11条の2第1項の改正規定の施行の際に、現に設置され、または設置工事がされている条例による改正後の鳥羽市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用についてはなお従前のとおりいたします。

新条例第23条第3項第2号の規定の適用については当分の間、同項中の「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部改正する法律附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙標識」と読み替えるものといたします。

この条例の施行の際、現に設置されまたは設置工事がされている新条例第23条第2項または第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては当該規定にかかわらず従前の例といたします。

これで鳥羽市火災予防条例の一部改正の説明は以上となります。ご審査のほどよろしく願いをいたします。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第8号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、説明ありがとうございました。ちょっとよく分からないところがたくさんあったので。

今回、消防法の中の火災予防条例、急速に増える充電設備の電気自動車に対応するものだと思うんですけども、簡単に言うと、どんどん増えてきたそういうものがより設置しやすい方向になるのか、より厳しくなるのか、まず最初に一言でどっちなんですか。

○尾崎 幹委員長 消防次長。

○武中消防次長 消防次長、武中です。よろしくお願いします。

この条例によって、以前は設置に関して届出の必要があったものが、届出の必要がなくなるというようになります。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。それで、今回この中に20キロとか200キロとか出てくるんですけども、今回テストをした中のところがより出力が高い200キロワットでテストとか検証をしたところ、それで異常なかったというところから、小さいところの20キロ以上だったら問題なくいけるという解釈でよろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 次長。

○武中消防次長 このポストのほうなんですけど200キロワットを超えるというのは、もう大きな商業施設であるとかそういうところでしかなく、鳥羽市でまず該当がありません。その点踏まえまして、よりこの設置のほうについては簡易にできるという状況になっています。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 今後設置に関しては申請がなくということだと思うんですけども、現在把握しているだけで鳥羽市にどれくらいあるかはそれは把握はされているんですか、今まで申請があったものとかというのは。

○尾崎 幹委員長 次長。

○武中消防次長 そもそも鳥羽市で届出等ございません。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 分かりました。ありがとうございます。私は以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

まず、条例改正で船舶というのが急速充電設備の中に加わりました。鳥羽の場合、この船舶で今充電ということで該当している船舶というのはあるのでしょうか。それともこれからあり得るだろうということでの条例改正だという理解でよろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 消防次長。

○武中消防次長 委員のお話のあるところの船舶とか航空機に関しては将来の話になりますので、現在は当然ございません。

○尾崎 幹委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。

2点目ですけれども、この喫煙の健康増進法に関してお伺いします。

公共施設は学校や病院と一緒に第1種施設ということになっております。ですから屋内に喫煙室ということをすることはできません。屋外にだけ設けることができるということになっております。鳥羽市の公共施設の中で屋外に喫煙所を設けるとするのは何か所あるのでしょうか。

○尾崎 幹委員長 消防長。

○勢力消防長 大変申し訳ないんですけども、そこは把握しておりません。

○戸上 健委員 以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号、鳥羽市市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の特例に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第5号、鳥羽市国民健康保険税条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第5号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第6号、鳥羽市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第6号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第7号、鳥羽市介護保険条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第7号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第8号、鳥羽市火災予防条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

それでは、その他の通告が出ていますので説明員交代のため暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○尾崎 幹委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

その他の項に入ります。

まず初めに、鳥羽旅館事業協同組合及び鳥羽市観光協会より提出されている「浸水対策に関する緊急要望」についてに入りたいと思います。

この件につきましては、委員全員で説明を受け、質疑応答を行いますのでよろしくお願いします。

それでは、6月2日の市内の状況と市の対応について、要望事項に対する市の対応について、担当課の説明を求めます。

副参事。

○寺本副参事 総務課防災危機管理担当副参事の寺本と申します。よろしくお願いいたします。

令和5年6月2日の大雨に関しまして、当日の市内の状況と市の対応について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

資料は総務課資料1、タイトル、令和5年6月2日(金)の大雨についてをご覧ください。

まず、気象情報・避難情報ですが、6月2日10時14分大雨警報(土砂災害)が気象台より発表され、市は災害対策本部を設置。14時18分土砂災害警戒情報が発表され、市は14時45分避難指示を発令しました。15時23分洪水警報が発表されました。翌3日の2時15分洪水警報が解除、3時15分土砂災害警戒情報が解除となり、避難指示を解除しております。同じく4時5分大雨警報土砂災害解除により市災害対策本部を廃止しております。

6月2日の降水量ですが、24時間降水量は481ミリで市の歴代1位を記録し、避難者は7避難所で累計14世帯18名となっております。

市内の主な被害状況ですが、浸水被害につきましては住家床上浸水1件、住家床下浸水6件、非住家、これいづれも納屋ですが浸水2件となっております。

土砂災害といたしましては、答志桃取関連道ののり面の崩れ、それから神島の近畿自然遊歩道路肩の崩落などの被害がありました。

また、道路冠水といたしましては14時30分鳥羽一丁目スカイライン登り口、15時15分大明西町のハロー前、15時35分大明東町の華月前、16時40分市道森崎村山線で冠水の報告がありました。以上の箇所ではその後通行止めの措置となりましたが、そのほかにも市内各地で道路冠水が発生したというような状況となっております。

説明は以上となります。

○尾崎 幹委員長 担当課による説明は終わりました。

これについてご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ちょっと交代します。

(委員長交代)

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これ旅館組合からやっぱり要望書出ていますよね。

(「尾崎さんそれまだ説明していない」の声あり)

○尾崎 幹委員 そうか、今からか。すみません、了解。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 それでは、6月2日の市内の状況と市の対応について、要望事項に対する市の対応について、委員さん何もありませんか。

すみません、改めて、要望事項に対する市の対応について説明を求めます。すみません、僕がちょっと誤りやもんで。再度、要望事項に対する市の対応について説明を求めます。

建設課長。

○高村建設課長 ご説明いたします。建設課、高村です。よろしくお願いいたします。

要望書を拝見させていただきまして、この内容をちょっと見させていただいておりますと、主となる道路が国道、県道ということで広域にわたるところの話で、例えば通行止めの話であったり、その迂回等々の情報の案内等々のお話になっておりますので、この内容につきましては県が管理する道路になっておりますので、志摩建設事務所ですか、そことこの内容については共有させていただいて調整させていただいて、対応については今後ちょっと検討して回答させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 担当課の説明は終わりました。

要望事項に対する市の対応についてご質疑ございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 今、建設課長のほうからこの要望書を受けて県道、国道の所管する志摩建設事務所と共有して調整していきたいということですがけれども、要望書自体は緊急要望ということでかなり切迫した要望やと思います。それに応えるためにはしっかりと、いつ頃までにどういう協議をしながら、今後どういうふうに進めていくかというところが一番重要なところやと思いますので、ここである程度のスケジュールというか、そういうところも説明をしてほしいなと思います。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。お答えいたします。

今日この議会が終わりましたら、まずはこの要望の内容等を志摩建設事務所に走りまして、まずは共有させていただいてということのお話を進めさせていただきます。

あと、その内容については議論しながらということで、私これ目途ですけれども、その内容を確認しながら1月以内程度には方向性を定めて回答できるようにということで調整させていただきたいと思うところがあります。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。緊急要望ということでまだ県との協議は済んでいないということですので、この緊急要望に対して先ほど建設課長のほうから方向性を見いだして回答ということは、文書で来た回答を文書で鳥羽旅館事業協同組合と鳥羽市観光協会に提出すると、そういう理解でいいですか。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 そのとおりでございます。

○尾崎 幹委員長 南川委員。

○南川則之委員 ありがとうございます。私からは以上です。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

世古委員。

○世古安秀委員 課長のほうから対応策については今後1か月以内に報告をするということですが、この出された要望に対しての状況の認識というのは、情報をどういうふうに取り扱ったかというふうなことに對してのちょっと報告を受けたいと思いますけれども。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 私もこの当日、雨が降って大変だなという中、当然危機感を持って所属に残って情報収集であり、そういった対応等々、それで職員にも冠水であるというところの中で現地へ行ってその状況も確認して現地の対応もしてという中で、本当に自分も身を置きながら、刻々入ってくる情報を受け止めながら大変な状況だなというところは認識したところでありますし、ここの要望書の内容も、当然ここにも例えば167号線、今42号線と167号線は重複しておりますが、そこの今のローソンの前であったりハローの前であったり、そこが冠水による通行止めであった。市道においても冠水の状況ということで、行き場のない中で皆さんが困られている状況というのも肌で感じたところであります。

ただ、これ私がちょっと感じたところなんですけれども、ただ、このときの状況といいますと、本当に異常事態なんだと思います。自分もこの警報であったり土砂災害の警戒情報の発令であったりということを追ってみたいんですけども、6月2日の10時に伊勢志摩地域全域に当然大雨警報が発令されておいて、本来警報であれば、避難を支援していただく方々というものが事前に避難行動につなげていただいているような時点が大変警報なんだと思います。その後、土砂災害警戒情報が度会町、南伊勢町で13時58分に発令され、伊勢市、鳥羽市においては14時18分、玉城町で14時30分、志摩市で15時10分に土砂災害警戒情報が発令されたということは、もう伊勢志摩地域全域が土砂災害警戒情報が発令されておる中といいますと、もう伊勢志摩地域のどこで、いつ土砂災害が起こってもおかしくない状況であって、鳥羽市においても過去観測1位の記録的な雨をたたいておったというところの状況でありました。

なので、ちょっと建設と回答の内容というのは調整させていただくとは思いますが、自分が思ったところは、ここに書かれておりますように、やはり通行止めに関する情報というのはしっかり情報を収集して、どこか止まっておるよというところをいかに皆さんにそれをお伝えするかというところは大事なところだと思います。ただ、道路管理者としてその土砂災害警戒情報が発令され、本来であればもうそのような状況下に

おいては自分の身は自分で守るというところを取らなければならない状況下であって、ましてや鳥羽市においては山側といいますとほとんどが土砂災害警戒区域に指定されておる中、道路管理者がその状況下でこちらへ迂回してくださいというところのアナウンスはできないかと思っております。

なので、繰り返しになりますけれども、しっかりどこが通行止めになったかというところを、県としっかりその情報を発信してというところをしっかりとお伝えさせていただくというところを今後調整しながら検討していかなければならないなと感じたところでございます。ちょっと長くなりましたが。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 課長、危機感を持っておられたということは十分に分かりました。ただ、先ほど最後に言われた通行止めの状況を市民にしても観光客にしてもどこをどう行ったらいいんかというふうなところが全然やっぱり情報がないわけですよ。例えば例を上げると、スカイラインのところから下りたところが冠水しとったということで、それからまた伊勢寄りの神鋼電気のほうがもう冠水しとったということで、その真ん中に取り残された観光客とか市民もおるわけですよ。そういうふうな状況になっておるということをやつぱりその現場の見ている人からそういう情報を市へもらうというふうなことが一番大事ではないかなと思うんですけども、そういう情報を市のほうへ受ける、各現場の大雨の状況の被害、浸水の状況ですとか崖が崩れたという状況を市がやつぱりもらうと、市民、現場からもらうということが一番大事だと、その辺がちょっと足らんところではないかなと思うんですけども、その辺については課長はどうですか。お願いします。

○尾崎 幹委員長 建設課長、これやつぱり緊急性があったというのはもう皆さんが認識しておるんですけども、今、世古さんに言われておるような問題点が本当に浮き彫りになったという中で、その旅館組合さんの要望の中の回答を、やつぱりしっかりと今後どうしていくかという議論がなされていないならなされていないと、したならどういうことをしたかというのをちょっと伝えていただければありがたいかなと。県に関しては今からやという話ですから、市としては。

総務課長。

○濱口総務課長 説明は建設課長のほうからしていただいたとおりにかなと思っています。ただ、取り残された方々がどうなっているというのは、情報はどんどん電話で入ってきます。ただ、それをどうせいと言われても全くもう動いている状態を私らが行って止めることは全くできませんでした。もうそれは手が足りないのがありますし、もう大前提はもう動かんといてください、警戒情報出ていますよというのが前提にありますので、我々もそこ行くこと自体ができませんし、そういう条件の中で今回のこの大雨というのがありましたので。

もう一つ、この緊急要望に対する回答という部分にも関連してくるんですが、まずは身の安全確保してくださいというのが私らが言いたい話ですので、まず旅館から、もうこういう状況ですので出ないでくださいというのを本当は言っていたかかったのがまず1点ある。ただそれを言うとちょっと怒られるか分かんですけども。ただ、動いている観光客とかいろんな人に関しては身の安全をまず確保した上で、行き先をいろいろ探すのではなくて、取りあえず自分は身の安全を確保してくださいというのを我々としては伝えたいなというふうに思っているところでございます。

○尾崎 幹委員長 世古委員。

○世古安秀委員 総務課長の話はよく分かりましたので、そういうことを旅館関係とかそういうところへやっぱ



り市民にもっと情報発信を、問合せがあった場合はきちんとその場所は危険状況になっていますので、まずは自分の身の安全を確保してくださいということを速やかに観光施設とかに状況を報告して、観光客の身の安全を確保するようにというふうにしていただきたいと思います。ある観光客が膝ぐらいいまで水に浸かって、近くのホテルまで歩いたというふうなところも、鞆も持って歩いたというふうなことも聞いておりますので、そういうことがかえってまた……。

○尾崎 幹委員長 世古委員、要望書内容の質疑にさせていただければ。それならば次の一般質問でもしていただいて、やっぱりもっと明確になるとと思いますので。今回はこの要望の対応についてです。大体粗筋はもう南川さんのところで出たと思います。それでやっぱり個人的な感情の中で質問が出てくるということも仕方ないかと思っていますけれども、今後これに関してはみんながやっぱり危惧しておる問題やと思います。ですから、その危惧した問題を議会としても細かく砕いてもらうことも必要やと思っています。

この内容にまだありますか、この要望内容でもう一つあるならば質問してください。

○世古安秀委員 私は以上です。

○尾崎 幹委員長 執行部は何かありますか。

建設課長は、要望はもうあと志摩土木と相談する、協議する言うとなやで。

総務課長。

○濱口総務課長 この要望に関しての2点目の要望事項に対する市の対応についてということで、全体をちょっとさっきも建設課長から言っていたんですが、もうさまさに県の志摩建設事務所と一応アポ取ってしまって、いろいろとそれからの対応どうするかというのも今から、詰めていく予定をしております。ですので、これ全部に対する回答ということにはちょっと今返答できませんので、それはこれから追って課長のほう1か月以内に何とか回答できたらというふうに言っていますので。

私が先ほど申しあげました観光協会とか旅館組合さんに対しては、先ほど言ったように、取りあえずもうこういう状況ですので身の安全だけの確保をまずしてくださいねというのも申し添えながらお願いをする形になるかと思いますが、そこら辺はちょっと併せてこの要望に対する回答も含めてさせていただければというふうに思っています。

○尾崎 幹委員長 ありがとうございます。

他にございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今回この要望書の中に書かれていることというのは、それは想定外のことが起こったということだと思うんです。テレビとかニュース見ておっても今までになかったとか、過去想定がなかったとかというのは多々あることになってきていますので、この要望書を見ていると、先ほどおっしゃっていただいた情報共有、今後しっかりしていただくということと、それと、あと浸水のところの、できれば今まで懸念されていなかったところでもそういうことが起こるようなところをしっかりと再点検をしていただきたいと思います。これがこ書かれていますので、その点については今後またしっかりと検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 お話しいただいたように、これまでも浸水箇所というのは把握しておりますけれども、新たに今回のことも情報として留めさせていただいて、今、なかなか道路排水というところになりますと、そこへ降った雨を処理するだけのものしか入っておりませんもので、今それ以上の雨が降ったものを抜本的に対策ということをして全ての箇所においては対策することは難しいとは思いますが、ただ過去から雨が降ってというところはございますので、それについては事業としてメニュー等々も検討する中で、事業化に進めてというところも例えば森崎村山線であるとか大明東であるとか、雨水対策等々のところの事業化というところの話もございますので、それはそれで市のほうとしてしっかり進めていくようにしていきたいと思っております。

○尾崎 幹委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。この要望書にも今後の被害を未然に防ぐための整備をお願いしたいというふうに書かれていますので、その辺のところの共有も含めてしっかりしていただきたいなと思います。

○尾崎 幹委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○尾崎 幹委員長 ないようですので、この件につきまして終了いたします。

続いて、ドライブへ共有してありますとおり、発言の通告が参っておりますので、順次発言を許します。

山本欽久委員。

○山本欽久委員 山本でございます。よろしくお願ひいたします。

通告のとおりを追っていきたいと思います。

6月2日の線状降水帯による鳥羽市内の被害と情報共有についてというところでございます。まず、神島町における、のり面崩落の発生から現在まで進捗を教えてくださいたいと思います。よろしくお願ひします。

○尾崎 幹委員長 課長補佐。

○寺田課長補佐 総務課長補佐契約管財担当の寺田です。よろしくお願ひします。

まず、発生から現在までの進捗についてですけれども、この現場は昨年9月23日の大雨で民家の空き家なんですけれども、その裏山ののり面が崩れたということで鳥羽市に連絡いただいております。その後、市のほうで現地の調査をさせていただきまして、のり面のコンクリートが壊れてずれ落ちているということと、それから擁壁が傾いているということを確認しております、ブルーシートで取りあえず応急措置をさせていただいたところです。市有地と民地の境界の確認に少し時間がかかったんですけれどもさせていただきまして、市有地で対応ということになりましたので、業者さんと工法の検討をさせていただきながら昨年度やってきまして、今年度の当初予算に工事費を盛りさせていただいております。

現在設計ができ上がっております、既に入札手続中でして、間もなく業者が決定するような状況になっておりまして、決まりましたら早速工事のほうに着手したいというふうに思っております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本欽久委員 ご説明ありがとうございます。今回9月の後半の発生というところで、この6月2日にさらにまたひどくなったというところですので、どうしてもその期間の間に何とかできなかったかなという気持ちが

我々としては強くて、今現在、この間も見えてきたんですけれども、かなり小屋の壁にコンクリがもうめり込んだような状態で、周りの市民の人らが突っかい棒してロープ張ってというような状況になっていますので、2日、3日のほうで皆さんに見ていただいたところもあると思うんですが、できるだけ下に人が住んでおるといところも踏まえてもう少し早い対応をしていただきたいなというふうに思うところであります。

取りあえず私の意見としては以上になります。ありがとうございます。

その後行かせてもらっていいですか。

○尾崎 幹委員長 どうぞ。

○山本欽久委員 それでは、建設課さんのほうで、①神島小中学校通学路の過去に行った工事箇所が再度崩れてしまったところについて、原因が把握しておられるようでしたら教えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 建設課、高村です。お答えいたします。

少しご説明させていただきたいんですけれども、昨年度の雨で崩れた状況まずご説明させていただきますと、もともと土羽と言いまして土に道路があって土羽で土にやったんです。そこが昨年度の雨でちょっと崩れましてというところで、当然崩れたところを復旧するというので災害復旧でも原形復旧が原則ですもので、崩れた箇所を再度災害防止ということで構造物で施工して対応させていただいたところなんです。

それで現場が終わって、それで今年6月2日のこの雨でというところで現地の状況もちょっと確認はさせていただいたんですけれども、やはり相当強い雨が降ったというところで、ここが今回施工した場所である。坂になっておりますので、こちら上から相当雨水が路面を走って流れておったという状況で、その施工をした箇所の上流部分はその雨でちょっと崩れた。それで崩れて施工した箇所の裏にも水が回って、昨年度施工した場所の部分も崩れ、路面も走るのということでその施工した部分の上の部分も崩壊したというところが今回確認されましたので、今回は再度施工した新たに土砂であったところが崩れた箇所につきましては同じ工法で復旧するのと、去年施工した部分についても再度同じもので施工するんです。

ただ、同じような雨が再度またぞろ降ってきて路面を走ってというところは防ぎたいので、施工するところの山側にはそこを水を飲み込ませて吐かせる水路を設けて、再度そこが崩れることを防ぐということで復旧する予定でございます。

○尾崎 幹委員長 山本委員。

○山本欽久委員 ありがとうございます。

どうしても、我々素人からすると同じところが2度崩れるとという意識だけで市民の方々もそう思うでしょう、直したばかりなのにまたというふうに意識が見てしまいがちですので、ちゃんと説明をしていただければ我々も在所戻ってからもこうこうやでという話ができると思いますので、その辺の説明はまたしっかり我々もさせていただきたいかなというふうに思います。ありがとうございます。

その後なんですが、神島町だけではなく市内の同じような被害を受けているところで、修繕を中心とした町内会さんところの要望があったところのそういうところというのは、議会とかで情報とか共有させてもらうようなことというのは可能なんでしょうか、教えてください。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 今回被災を受けた箇所、当然そこを復旧するということであれば、予算化というところの話が当然出てまいりますので、そこについては議会にこういったところでこの予算をもって対応しますよというところはお話しさせていただくところでも、そのときにこういったところが崩れてという被災状況というのはこれまでもちょっとご説明させていただいておるといようなことで。

6月28日のときにも補正予算ということで今回被災した箇所の復旧というところで予算をちょっと上げさせていただいておりますので、そのときにもご説明させていただきたいと思っております。

○山本欽久委員 委員長。

○尾崎 幹委員長 建設課長、やっぱり今質問は共有されておったかという、町内会の情報が入ってへんだと。

これ28日にしますということやけれども、やっぱり共有ということが一番大事やということを質問していると思いますよって、そこら辺、今までしてへんだということになるならばやっぱりおかしい話になるよって。

○尾崎 幹委員長 どうぞ、山本委員。

○山本欽久委員 上がってくる以前のところです。ここが危ないんでちょっともう多分これそろそろ来ますよ、次の雨ぐらいで台風とかで来そうやでという要望がもしあるんであれば皆さんで共有させていただいて。これ次の質問にもなってくるんですが、優先順位のつけ方というところもなってくると思うんですけども、ここは、じゃ、ちょっとこんな言い方がどうか分からないですけども、ここはまだちょっと大丈夫そう、こっちのほうが危なそうやでこっちのほうを先にやりませんかというような、そういうお話も我々も含めて、多分それぞれ皆さんもよく分かっているところもあると思うので、そういうところも話もできたらもっといいかなというふうに思ったのでこの質問させていただいておるんですけども。どうですか。

○尾崎 幹委員長 町内会要望の共有はできひんだんかという話やで。今課長が説明したのは、今後危険箇所について工事を行うものについて28日に説明するという話やんか。そうではなしに、山本委員の質問は、町内会要望の危険箇所の共有をしてくれへんかという話です。それについてどうですか。

建設課長。

○高村建設課長 すみません、先ほどは予算化というところの事業化のところでお話をさせていただきました。ただ、事業をするに当たっては議員の皆さんとも当然地元を代表されてみえる方々でありますので、そこをしっかりどういったところの事業化というところはしっかり対話させていただきながらというところ……。

○尾崎 幹委員長 いや、課長、違うって。

町内会からいろいろな要望が上がっていると思います危険箇所の。それを示してくれという話になると思います。共有したいと。危険箇所のそれを優先順位つけておたくらがやっぱり予算つけて入歳してという話じゃなしに、今出てきたるやっぱり案件について町内会からの、それが共有できひんかと、早く知りたいということですので、町内会要望やでな。

(「委員長、ちょっといいですか」の声あり)

○尾崎 幹委員長 いいよ、ほんならどうぞ。

○河村 孝議長 今までそういったことを求めたことが議会からなかったと思うんです、町内会要望を議会上げてくれと、情報共有してくれということがなかったんですね。これも執行部との調整が要るのかなと思うんで、

この時点では皆さんその辺は聞きおいていただいて、今後執行部と協議していくということが必要なのではないのかなと思うんですけども。

○尾崎 幹委員長 分かりました。いいんです。ただ、そういうことを今後行ってほしいという、検討するかそれともどうするかというのを今話さんでも、これ必要か必要ではないかという問題やと思っていますので、そこら辺についてちょっと答弁していただければありがたいなど。

どうぞ、山本委員。

○山本欽久委員 すみません、ちょっと事前にもっとしっかりお話ししておけばよかったなというふうに思っています。

そういったことも含めて優先順位とかも含めてそれぞれやっぱり皆さん代表で出てきていただいているので、ここもやりたい、ここもやりたいという僅かな予算の中でやっていただく優先順位というのは決めなきゃいけないというところもあると思いますので、またぜひ検討していただいて、私もしっかり聞いてお話聞かせていただいて、ちゃんとしていくようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○尾崎 幹委員長 何かありますか、建設課長。

(何事か発言するものあり)

○尾崎 幹委員長 はい、それでは山本委員、もういいんですか、3番目は。今のでよろしかったですか。

○山本欽久委員 はい、よろしいです。

○尾崎 幹委員長 それでは、山本欽久委員の通告を終わります。

それでは、ここで説明員交代のため総務課は退席をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前11時20分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○尾崎 幹委員長 続きまして、木下順一委員の質問に移ります。

どうぞ、木下委員。

○木下順一委員 先ほどに引き続いて、6月2日の台風2号と梅雨前線、それによる線状降水帯の発生によって市内各所で随分冠水をしたり土砂崩れ等々いろいろなことがありました。それで幾つか聞かせていただきますけれども、今回の災害で被災された方にまずはお見舞いを申し上げたいと思います。また、執行部の皆さんも、私も答志の関連道の土砂崩れの現場であるとか桃取港湾の漂着ごみの現場も行かせていただいて、迅速に処理撤去していただいたと思っています。感謝申し上げたいと思いますし、その後の対策としてももう早々に補正予算を上げていただいているということで、迅速な対応をまずはありがたいことかなと思っています。

その上で発言通告の中にもありますように、もう先ほど建設課長が語る説明いただいたので随分かすんでしまうんですけども、冠水したのが市道と県道とあって、言われるように県道は県の管轄であるからなかなか市でどうのこうのすることできませんし、先ほどの答弁で今日、志摩建設事務所さんと今後のことについて打合せをするというような答弁でした。その上でお聞きをするんですけども、私もそのスカイラインのところ

からの現場であるとか、商船行くまでのところの冠水した箇所も行かせていただきましたし、森崎村山線のほうへも行かせていただきました。県道ですので県に打合せしに行くのに、今回降った雨というのは雨量が多過ぎて側溝の排水能力いうんですか、それを超えてしまつるとというようなことですが、毎年こういうような冠水の被害、ここ3年ずっと続いておるような中で県のほうへやっぱりこれを要望していただいて、排水の側溝を大きくしていくとか今日、明日できる話ではないですけれども、流末が詰まっていないのかとかそういうような点検もしていく必要があるのではないかなと思って、この1問目書かせていただいたんですけれども、建設課長としてお考えを聞きたいと思います。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 今お話いただきました県道のところ、私も平成18年から23年まで志摩建設事務所のほうで鳥羽プロジェクトのほうでおらせていただいたときに、あのような冠水って私見たことなく、あのローソンの前があんなに冠水するのかわというところをすごくびっくりしたところで。そのときの状況の写真等々も消防のほうから入手しておりますので、まずはこういった状況で皆困っておったということで、先ほどのお話にはなりますけれども、そういった情報も持って建設のほうには情報もちょっと共有して今後の対応等々については調整させてはいただきたいと思うところであります。

あと、市道に関するところにつきましても……、

○木下順一委員 課長、市道はまた後でよろしいです。

○高村建設課長 分かりました。以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 それで、6月2日からですと随分日数もたってしまつて、私、実は昨日、おとついてもその現場へ行って県の方が何か見に来ましたかとか、市役所も何か来たかとかいって聞きましたけれども、来ていないのか。私、中央分離帯にも行って側溝の写真も撮ってきましたけれども、ごみまだそのままです。そういうふうには災害があったところへやっぱり現場の確認もしてもらおうように県にも言っていたきたいし、どこまで本当に詰まっている可能性もありますわね、私も流末がどこにあるかちょっとよう分からんような状況ですもので、一概にはどうのこうの言えませんが。まだこの6月の頭からこういう大雨があつて、それが7月から8月、9月とまたこういう状況になってくると、それは市民としても、市内をとおる道路ですので、鳥羽市民、当然市役所のほうへもじゃんじゃん電話もありますやろうし、改善してくれというような要望もあるので、やはりこの雨水対策、ちょっとこの頃の雨の量が違うので、その辺も含めて志摩建設事務所さんと打合せしていただきたいと思います。

それで、その次、市道のほうです。危険箇所、先ほどもいろいろありましたけれども、やっぱりこれの再点検もしながら災害を待つとるのではなく、事前防災というような観点から危険な箇所の調査もしていただいておるかも分かりませんが、その辺の強化もぜひやっていただいて、こういうところが土砂が崩れたらこういう事態になってこういうふうになってしまう、それを少しでも減災というような考えの下で事業をまた考えていただければなと思いますけれども、課長、いかがでしょうか。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 議員おっしゃられますように事前防災、今後大変な重要な事業だと思っております。

過去のり面点検とかいつやっていたのかなというところちょっと確認しましたところ、平成26年度に道路のり面とか構造物の点検というところ行っておりまして、その中でその時点では大規模に修繕というところの結果は出ておらなかったんですけども、それから10年たっておりますので、令和6年度に向けて再度点検するというところで今年度予算要求等々して行って、現地のほうの再度点検を実施する予定でございます。そういった方向でまた調整させていただきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 よろしく願いをいたします。

あと市道のほうですけども、これも市内各所あちらこちらで冠水もあったと思います。その中でなぜ森崎村山線を言わせてもらうかという、今、新設して道路かさ上げして、もう道路が冠水しないような状況になってきておりますけれども、あれを上げて、民地側の雨水対策ができるのかという、道路は冠水しなくなったけれども、民地が冠水していくような事態を招いては、せっかく道路を造るのに今上げてもらっている前後のほうは水がよくたまりますわ、あれ。あの辺しっかり考えていただいて、道路はよくなったが民地に影響のないようなこともしっかり、行く行くはここへ本当はポンプ場というようなことが考えていかなあかんようなところやないのかなとは思っていますけれども、その辺の森崎村山線の今から道路できてきますけれども、この間の一般質問でも市長の2番目の重要施策にもなっておりますので、その辺しっかり民地側に迷惑のかからないという、心配しないでももう生活ができるようなそんなことを考えていただきたいかなと思いますけれども、ここに限っただけではなしにほかの地区もあると思いますけれども、その辺まだ課長、鳥羽へ来て間がないとは思いますが、この村山線の件に関して見解のほうをいただきたいと思います。

○尾崎 幹委員長 建設課長。

○高村建設課長 おっしゃられますようにもともとは干拓地跡で、その後低いところにあって今まで水がつくところで、おっしゃられますようにそこへ道路をかさ上げすることによって、低いところに影響与えるのではないのかというところのお話だと思うんです。それにつきましてはこれ設計上の話なんですけれども、今のその山側に降った雨がそれが流下するだけのボックス等々は計画して、抜く計画ではございまして、そういったところでのそこに計画上降った雨を流すという対策は施工していく予定ではございます。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 ぜひよろしく願いをしたいと思いますが、

令和8年に、これは教育委員会も関係してきますけれども、あそこ歩道になって中学生が歩く道になると思います。特に県道の高架下と言うんですか、いやさかさんがあそこも物すごくたまりますね、毎回雨ごとに。その辺も十分に考えられてやっていかないと駄目なのかなと思いますので、そこもしっかりとまた検討よろしく願いをしたいと思います。

建設課に関してはよろしいです。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか、答弁。

引き続きお願いします。

○木下順一委員 続いて、農林水産課さんのほうへお願いをいたします。

農地、農業施設のほうもこれ3年連続で被害を受けているところがあって、一昨年になるんですか、8月

17日の1時間当たり140ミリ降った雨、去年は9月23日頃に多くの雨があってそのときにも被災をして、今ちょうどその被災したところの復旧に入っていたおような状況で、再度またこの6月2日の雨で、堤防はしっかり直していただいたんですけども、それを越えて水が入って越水して、土砂が田んぼへ流れ込むと。もう3年連続ですもんで随分田んぼ作っている方も嫌気がさしてきておる中で、国債という手法で復旧をしていただいておりますけれども、原形復旧というような格好で、それでは直してもまたこのような大雨があるとまた中へ入ってくるので、何か原形復旧ではなしにもう少しかさ上げするようなことが、これはもう市では無理ですよ。国・県にお願いをしながら、そういうふうにしていかんと毎年というか毎回こういう大雨で被災して、その繰り返しになるのではないかなというような気がしておって、その辺、農林課長にどうしていくべきか、いい策がないかなと思ってお尋ねをいたします。

○尾崎 幹委員長 農林課長。

○吉川農林水産課長 農林水産課、吉川です。よろしくお願ひします。

本当になかなかちょっと難しい問題なんですが、基本的に農地で何らかの要因で被災した場合、あくまでの個人さんの財産でありますので、第一次的には農地の所有者が施工すべきことが大前提とはなります。ただ、その上で農地の被災を把握した際には、まず、先ほど木下委員おっしゃりましたが、まずは国の災害復旧事業の補助の対象となるのか、あるいは市の単費の災害復旧事業として復旧工事を施工するのか、そのあたりを被災した農地の受益者、あと関係者と協議しまして対応方針のほうを検討します。先ほどおっしゃられた、今回の河川から越水して農地に土砂等が堆積した場合ですと、受益者が1名である比較的小規模な農地の災害につきまちは市単費の農地農業用施設小規模災害復旧工事の活用を検討いたします。これは工事費10万円以上40万円未満が対象で受益者負担率が発生するんですが50%以上となりまして、上限は20万円までとなっております。また、国の災害復旧事業になりますと、事業費40万円以上となりまして、受益される戸数が2戸以上の施設であることが必要となります。

農林水産課としましては、現在用悪水路及び農道におきまして施設の補修、改良等の要望などを受けまして、順次整備を進めておりますが、限られた予算の中で最近多発する施設の災害箇所の補修を行うことがもう精いっぱい、なかなか災害の防止、先ほどからも建設課長とも話あったんですけども、事前の防止ですね、そこまで対応できていないというのは実情でございます。ただ、個人さんとか町内会さんのほうで手だてをしていただく際には相談等にも乗らせていただいておりますし、土嚢袋の支給などの支援をさせていただいております。昨年度も個人さんのほうで施工をされることに対して支援させていただいた実績は2件となっております。その災害の要因となった河川の対応につきましては、ちょっと所有されている県さんとか管轄されている部署にそうやってお願いといいますか要望していくぐらいしかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 これ私今の例は浦村ですけども、安楽島でも聞いてきたら今回で5回目、そこも直してはいただいておりますけれども、やっぱりもう少し高さがあればというような話もありました。それで、実は私も山本佐知子参議員にも電話いただいて、その旨、国のほうで災害復旧というともう原形復旧なので、数年にわたって同じ被害を受けるようなところはもう少しかさ上げもしたような工法というか、そういう採択が受けられ



るようにできませんかというようなことを言わせていただきましたら、早速何か党のほうでそういう発言もされておったように思いますので、国も変わってもらわんと市もやりにくいところなんかもあると思うので。ということなので、市のほうからも要望を上げるとか法律を変えていくとかいうようなことも声を上げていかないかなのかなと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか、答弁はございませんか。

(「はい」の声あり)

○尾崎 幹委員長 それでは、引き続きお願いします。

○木下順一委員 続いて、教育委員会さんのほうへお願いします。

スクールバスを水没させてしまったという事案を聞いたんですけれども、そのあたりの経緯をまずお聞きをしたいと思います。

○尾崎 幹委員長 教委総務課長。

○岡本教委総務課長 教育委員会総務課、岡本です。よろしくお願いします。

この鳥羽小学校のスクールバスの水没に関しましては、このスクールバスの目的なんですけれども、まず、桃取から鳥羽小学校に通っている子供たちが利用するバスということになっております。事故の概要なんですけれども、この6月2日の14時50分頃、鳥羽市鳥羽一丁目の伊勢志摩スカイライン入り口、ローソン鳥羽店の前、国道42号線上で豪雨がもたらした冠水の影響でエンジンストップをしてしまいました。

事故の経緯といたしましては、その日のスクールバスの運行はまず13時35分に学校を出発しております。それが第1便です。バスに乗車した児童、マリントーミナルまで送り届けて14時頃学校に戻ってきました。その後、明後日6月4日に運動会の予定がありまして、その準備のために残っていた子供たちがまだ10人いたみたいで、6年生が。そのうちの大体8人の保護者と連絡が取れて迎えに来ていただけると。残った2人の子に関しましては、通常は中之郷駅から近鉄で通っている子でして、もうそのとき既に近鉄の電車がもう運行を見合わすということでしたもので、その子供たち2人と担任の先生、運転手、この4名でもう一度中之郷駅を目指して出発をしました。それは結局第1回目の1便が行ったときに、そのときの道路状況というのが全く問題がなかった、確かに雨は降っていたと思うんですけれども冠水をしている状況でもなかった、そういうふうなことを見据えながら出発をしたということを聞いております。

実際、伊勢志摩スカイラインの入り口に行ったときにはちょっともう冠水状態になっていて、車も詰んでいたという状況になりました。その後、ちょっと待機もしながらしていたんですけれども、観光バスが通り過ぎて通過をしたと話を聞いています。それを見たので行けるかなと判断をして行ったところ、エンジンストップしてしまったという経緯がございます。その中にはもちろん子供たち2人も乗っていて、本当に非常に残念な案件だと思うんですけれども、その後、浸水をして近くにいた人、運転手の方も降りて、押して、一応冠水状況のところからは押し上げました。また、近くにみえた方が消防のほうにも救助要請とか通報をして、その後、消防職員も4名来て、上げたところが追越し車線、これから冠水が引いた場合交通がまた妨げになるから、今度は走行車線のほうへ移動させる、それを消防の方とかまた近くにみえた方で手伝っていただいて、その協力の下何とか難を逃れることができたのかなと思います。

今回の水没に関しましては、やはりこれからのスクールバスの運行というのをもう一度ちょっと見直して、しっかりした規定、マニュアルを作成しながらまた協議もしていきたいなというふうに思います。

経緯のところは以上、そういうところでございます。よろしいでしょうか。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 今回の答弁の中でその情報の共有とか運行する上での問題等々、マニュアルを作って今後見直していくというようなことでしたけれども、ぜひそのあたりはしっかり。今回子供が乗っておったというので私もこれ取り上げさせていただいたので、今回の教訓をぜひ次にも生かしていただきたいと思います。先ほども言いましたけれども、まだまだ雨あたりもしますし、ここばかりでなくほかの運行ルートなんかにもいろいろあるかと思うので、情報の共有、伝達等々もしっかりやっていただきたいと思います。

それと、最後のこのドライブレコーダーの映像を確認されたかというのは。

○尾崎 幹委員長 教委総務課長。

○岡本教委総務課長 全てのスクールバスにドライブレコーダー搭載しておりますけれども、SDカードというのが入っているんですけれども、その容量と、あと録画時間というのがすごく本当に僅か、録画時間が60分という中で、その実際冠水した状況というのはそのドライブレコーダーで把握できなかったです。それは、冠水してから今工場のほうへ持っていつているんですけれども、そのレッカーで運ぶときに振動があったりすると、そのドライブレコーダーが反応することになっていまして、その画像を確認したら運んでいる最中の画像とか、あと工場で係員の人が押している画像とかそんなものでしたもので、これからは何かあった場合はすぐにそのSDカード……、

(何事か発言するものあり)

○岡本教委総務課長 はい、抜くような指導もさせていただきたいと思います。

以上です。

○尾崎 幹委員長 木下委員。

○木下順一委員 繰り返しになりますけれども、子供たちの安心・安全のためにしっかりと今後につなげていただきたいと思います。

以上でございます。

○尾崎 幹委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○尾崎 幹委員長 木下委員の通告は終わります。

委員長を交代します。

(委員長交代)

○中村浩二副委員長 続きまして、尾崎幹委員から通告が出ております。

尾崎委員。

○尾崎 幹委員 もう3人目になると思いますが、皆さんの話を聞いておると、やっぱりハザードマップの見直しからスタートせないかんのかなと、建設課長、本当に思いますので、ハザードマップ自体があやふやになってしもうとるんではないかと、しっかりと見直していただくことがやっぱり大事なかなというその観点から質問

したいと思います。

今回は市の災害対応、それと空き家バンクの取組ということで3番からいきたいと思いますので。

空き家バンクの取組についてですけれども、これちょっと昨日もお話しさせてもうたんやけれども、空き家バンクの国土交通省のサイトに空き家・空き地バンク総合情報ページというのがありまして、これには大手の不動産屋が名を連ねとって、そこに今鳥羽市が入っていないと。それをなぜ私がこれ質問するかというのは、ただで登録することによって離島までの空き家対策に対して情報発信してもらうています。これを利用することによってもっと鳥羽市の空き家対策、そういうよその人に来ていただきたいという思いがみんなあると思います。その中でスムーズに前へ進めるのではないかと。ただ問題なのは、やっぱり建設課の中でこのサイトを管理しとるのが何人おるかとか、そういう問題が出てくると思いますので、今現在この国土交通省のサイトには登録されていますか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 そのサイトには登録してございません。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱりすると一遍見てください。細かく載っています。それで市でいくと、昨日鳥羽できたかなと思ったら熊野市も入っていないという情報いただきましたもので。ただ入れることによってやっぱり全国に発信していただくことと、やっぱりもう一つおもしろいのが、これどこの大手不動産会社でも離島に対して出しています。それでアットホームなら島暮らし物件特集とかそういうサイトにも載ってきますので、それがええか悪いかはやっぱり島民の出される方とお話ししていただきたいんですけども、やっぱりこういう全国に発信できるようなサイトが国土交通省にあって、登録することによって、うち独自のものをやるのも大事やと思いますけれども、こういうやっぱり足並みそろえると見る方が大変多いと思います。それはなぜかというと、やっぱりこれ不動産物件、裁判所物件まで入ってくるもので、その流れをしっかりと使うことに対して何か弊害あるのかいな。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 その件について内容ちょっと確認させていただきました。使っていない理由はもうなくて、鳥羽市独自の空き家バンクというのがもうその前から、平成27年から運用しておりまして、その中で使っているところ国の方は使っていないということでした。ただ、委員長がおっしゃられますように、やっぱり空き家バンクこれから広く広く皆さんに利活用多くというところの観点からすると、情報発信としては多く多くというところの観点からいきますと、国の今のところのお話もちょうどちょうだいいたしましたものですから、そこのところにも登録をしていく方向で広く発信していくという方向で調整させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○尾崎 幹委員 じゃ、ぜひともいち早くしていただいて、その情報がやっぱり共有してもらおうと、国民の皆さんに鳥羽のよさを紹介することにもなると思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

それで、続きまして、市内3か所について質問したいんですけども、まず四丁目の奥谷川についてですけども、これはもう本当に何年前からかな、問題になっていますよね。その市長の地区懇談会の内容でも要望書がいっぱい出ているわけであって、それでその中にはやっぱり砂防等の県との急斜地の問題が入っています。

その中でもお伺いさせてもらっているのは、個人の急斜地の山を持つての方々の問題が発生します。それについて課長ご存じですか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 私も昨年度まで県の砂防課のほうにおりまして、その内容については存じ上げております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 これについてもう氾濫が何度も起こっています。その都度、奥谷川は土砂で堆積しています。その都度取っていると思うんですけども、早く解決するためには何かやっぱりちゃんとした案が建設課にあるんですか。その協議を志摩土木事務所と協議していますか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 その観点として、県と事業が取り組めるというのはまさに今、奥谷というところの箇所につきましては土砂災害警戒区域に指定されておるというところで、保全対象も多いというところで砂防事業で手がけていこうというところでの話で進んでおります。ただ、なかなかちょっと用地等々というデリケートなところの問題もちょっとございまして、そこでちょっと進んでいないという状況ではございます。

ただ、先ほども事前防災というお話もありましたし、昨今の雨、異常気象ということで土石流等々の危険等々もございまして、そこについては事業の必要性というのは切に大事なものであると感じております。なので、私も鳥羽市職員としてここへおらせていただいておりますので、改めまして再度県と調整して足をちょっと運ばせていただいて協力をいただけるようにということで進めさせていただきたいと思っております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 県と協議してもうとるね。ただもうこれ何回目になるか分からんけれどもやっぱり土砂のしゅんせつをやっておるとか、氾濫が何回起こっておるとかそれはもう認識しておると思います。その中でやっぱり行政としてできることって何ですか、今後デリケートな問題を解決するためには。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 それにつきましては繰り返しになりますけれども、昨今の異常気象によって各地で多大な影響を与えておる土砂災害の恐ろしさというところで砂防事業の必要性というところをしっかりと理解していただけるようにというところできちんとご説明させていただいて、ご理解いただけるようにということで頑張りたいと思っております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり土地収用法ってありますよね。僕は本来土地区画整理法かいなと思っておったら、山に関しては土地収用法になると思うんです。そういう流れの中の検討はされましたか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 なかなかこのような場で土地収用法というようなお言葉ちょうだいして、ちょっと戸惑ってるところなんですけれども、私もお話を踏まえるところによると、一定、最初の頃は事業に対して理解は得られていたという中で今に至っているというところでもありますので、まずは、再度繰り返しになりますけれども、事業の必要性というところをしっかりと説明させていただいて、ご理解いただけるように調整させていただきたいと思っております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり、市長もこれは直接わかっておる件ですので、市長がやっぱり指示を出すという流れも必要かなと。これ先ほど前の方の、町内会、山本委員の質問でもあったように、町内会要望でかなりずっと出ておるんです。優先順位は1番やと思います。氾濫してやっぱり家屋の中にまで入ってきたという形跡が何年も及んでおりますので、早急に。やっぱり最終的に私らができることというのは、法令重視で法令にのっとって前に出ていかないかんというときは、そのための顧問弁護士もおります。それとよく相談していただいて前に行くことが一番大事かなと。それで山に関してはもう本当に土地収用法でいくしかないかなと思ってますので。災害が家屋までならいいんですけども、人、人体まで及ぶようなことが起こりかねない場所として僕は認識しています。そこをやっぱり強く感じていただいて、市長ともう一度お話ししていただいて、前に進むようお願いしたいと思います。

続きましては、この三丁目金胎寺横のこれも河川です。今回これはもう本当に土地区画整理法にのっとってやるしかないかなという。ある家の隣の崖が崩れています。建設課さんも見に行っていたているみたいなんですけれども、ただ相手方が連絡が取れないという本当にもうこれもデリケートな問題と思います。だけれども、僕現場を見てきて、どうですか、もう本当にこれぐらいねじが家の中に、家の横に2個落ちていました。それでなくても崩れる、また今後雨が降ればもっと被害が拡大するかなと。建設課さんもそれをしっかりと見とるよって、早く地権者と連絡を取っていただいて、やっぱり固定資産税もらっているわけですから、お互いから。その住所も分かっておると思います。その中に入っていて、やっぱり危険は危険とそれを通告することでそれ以上のことはできない言うならば、あとはもう危険を被っている家側からしたら連絡取る場所がないというんですから。本当にあの土地は鳥羽で有名な方が持っておった土地ですので、次に相続という問題がかなりあると思いますよって、それをしっかりと調査していただいて連絡つくようにしていただくようお願いしておきます。

次は、二丁目の洞院谷という谷があります。今までは大雨が降るとそこにはもともと川があって、それが全部側溝に替えています。それで今まで上のほうの土砂が流れてもう3回目かな、土砂の撤去をしとったんやけれども、今回上のほうの流れる水路もしくは側溝自体が詰まるとるのではないかと。というのは、洞院谷川の流れが変わってしまっておって、一番高いと言っていいかな、一番その斜面に近い家に土砂がやっぱり流れ込んだんですね。それで側溝の方は一切今回は土砂が詰まっていなかったということは、上のやっぱり調査を一遍したっていただきたい。上には市道が走っています。その市道には側溝が入っております。その水が本来奥谷川へ流れる経路となっていますので、それが変わったということは何らかの原因があると思います。その原因を解決せなまた同じことが起こると予測しても間違いないぐらい、やっぱり現にあった川には水が流れていないと一遍調査してもらえることができませんか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 洞院谷につきましても先ほどの金胎寺につきましても、現地のほうは確認はさせていただいて、既存の水路等に土砂堆積等々しておるところについては撤去させていただいたところがございます。それがどういったところで対策が打てるのかどうなのかということも含めまして、そこは県と調節していくことにはなるかと思うんですけども、できるかできないかを含めてですけども、ただおっしゃられますよう

にそれを進めるに当たっては、当然現地の状況もしっかり把握して、それでというところの話は当然ございますので、現地のほうは状況ちょっといろいろお話もきかせていただきながら確認もしながら進めていきたいと思っております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 斜面の変動って調査していますか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 斜面の変動というところについては調査してございません。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 やっぱり風化されておると思っています。何らか山に対してはやっぱり一番危惧せないかんのは深層崩壊ですよ。その深層崩壊に対しての国土交通省の危険地域というのがかなり出とうと思っております。それをもう一度再確認してもうて、やっぱり先ほど木下委員も言われたように、河川に関しては今のままでええという問題ではないと思っております。上げるところは上げる、それで急斜地の事業はすることはする。それは早くせな人的被害が起こってから何じゃという話にはならないようにしっかりと県ともお話ししていただいて、一步でも前へ進めるような対応をお願いしておきたいと思っております。

それでは以上でございます。

○中村浩二副委員長 建設課長、よろしいですか。

○尾崎 幹委員 もうしてもらうしかないねん。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 今のお話、土砂災害警戒区域であったり、その地すべり地域であったりというところは基礎調査した結果に基づいて、どこのエリアがというところは示されておりますので、そういった情報も内容をちょっと確認もさせていただきながら、いま一度県のほうとどういった事業メニューがあつて、そのメニューでいけるのかいけないのかも含めて、まずは現地もちょっと確認させていただいて調整させていただきたいと思っております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 その令和6年度に道路いろいろな点検するという先ほどの答弁があつたんですけども、それは急斜地も対象に入っていますか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 そちらにつきましては道路のり面等々というところに入ってございません。ただ、その急傾斜地であるとか地すべり地域であったりとかというところについては基礎調査のほうでおおむね5年に1度程度見直し調査を行うというところですので、そちらについては県のほうで見直し調査は進めていただくことになっております。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 時期、それ課長分かりますか。見直し5年に1度はせないかんというならば、鳥羽市の急斜地に関してはいつ頃が点検時期になるのか。

○中村浩二副委員長 建設課長。

○高村建設課長 私もちよつと離れて数か月たっておりますので、現時点でいつかというのは把握してございません。

○中村浩二副委員長 尾崎委員。

○尾崎 幹委員 いろいろな形で志摩土木と話し合う機会多いと思います。その中にやっぱり急斜地の再点検、これをいつしてくれるか確認と、やっぱりその確認の中で変動は絶対あると思っています。そういう部分まで調査点検していただくようお願い申し上げて、私の質問を終わります。

○中村浩二副委員長 尾崎委員の通告を終わります。

委員長を交代します。

(委員長交代)

○尾崎 幹委員長 以上で通告によるその他の項は終わります。

本日協議いただく内容は以上で全部になります。

本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましてはご一任をお願いします。

これもちまして、行政常任委員会を散会します。

ありがとうございます。

(午後 0時07分 散会)

---

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和5年6月21日

行政常任委員長 尾 崎 幹

行政常任副委員長 中 村 浩 二